

(7) 土地鑑定評価に関する業務委託契約の変更手続及び検査を適正に行うべきもの
 総務部は、表14の臨海開発部からの土地評価依頼により、表15のとおり、「平成28年度
 土地鑑定評価に関する業務委託(その2)」を締結している。

この履行状況について見たところ、成果物(不動産鑑定評価書)の価格時点(平成28年7月
 1日)が、表16の仕様書に定められた価格時点(平成28年9月1日)と相違しているにもか
 かわらず、検査合格として認められた。

これについて、部は、臨海開発部から価格時点の変更依頼があり、受託者と協議の上、価格時
 点を変更したが、書面による変更手続は行わず、また、検査に当たっては、検査員に対して、こ
 の変更内容及び変更手続を口頭で説明したとしている。

しかしながら、鑑定評価の条件の一つである価格時点などの仕様内容の変更については、書面
 による契約変更手続を行うべきであり、また、検査は、仕様書及び関係書類により行うものであ
 るにもかかわらず、部はこれらを行っておらず、適正でない。

部は、土地鑑定評価に関する業務委託契約の変更手続及び検査を適正に行わたい。

(総務部)

(表14) 依頼内容(抜粋)

依頼日	平成28.6.15
所在・地番	江東区有明三丁目37番10、江東区有明三丁目37番11
評価目的	港務局所有地の有償所管換
評価目的の内容	土地所管換価格の算定
評価条件	土地所管換価格
地目	雑種地
地積	15,000.01㎡
価格時点	平成28.9.1

(表15) 契約内容

契約件名	平成28年度土地鑑定評価に関する業務委託(その2)
契約金額	2,052,000
委託期間	平成28.7.15～平成28.9.16
受託者	H

(表16) 鑑定評価の内容(仕様書から抜粋)

7 鑑定評価の内容	
鑑定評価は、(略)、次の各号に掲げた条件を満たすこと。	
(1) 価格の種類は限定価格とする。	
(2) 価格時点は、平成28年9月1日とする。	
(3) (略)	
(4) (略)	

(8) 東京港の広報・案内業務等委託に係る概算払を適正に行うべきもの
 総務部は、表17のとおり、東京港の広報・案内業務等委託契約を締結している。

而契約書では、委託料について、

- ① 受託者は、各四半期の前月1日までに当該四半期の支出予算の実施計画を部に提出し、その
 認定を受けなければならない
- ② 部は、委託料を発注限度額の範囲内において、実施計画の認定後、受託者の請求により速や
 かに概算払をする
- ③ 各四半期の予算執行状況を当該四半期終了後10日以内に、部に報告しなければならない
 としている。

また、概算払については、会計管理者通知(注1)により、年間及び分割ごとの執行計画及び
 執行状況を把握し、適正な金額を算定の上、必要最小限度の額の資金を交付することとされてい
 る(注2)。

しかしながら、交付資金の執行状況について見たところ、表18のとおり、前期の執行状況報
 告が提出される前に次期資金を交付しているなど、分割ごとの執行計画及び執行状況を把握した
 適正かつ必要最小限度の資金交付となっておらず、適正でない。

部は、概算払を適正に行わたい。

(総務部)

(注1) 「会計事務規則第83条第4項の規定に基づき「会計管理者が別に定めるもの」につい
 ての一部改正について(通知)」(平成22年11月5日付22会管会第469号)

(注2) 契約1：一般会計であり、東京都会計事務規則が適用され、注1の取扱いとなる。

契約2：臨海地域開発事業会計であり、臨海地域開発事業財務規則が適用されるが、
 概算払における考え方は地方自治法に基づき同様であるべきと解される。

(表17) 契約内容

(単位：円)

契約件名	東京港の広報・案内業務等委託(初)入港船等搬送迎行事業務) 契約		
発注限度額	41,562,450		
概算払額	39,585,117		
精算額	31,470,465		
委託期間	平成28.4.1～平成29.3.31		
受託者	1		
契約件名	東京港の広報・案内業務等委託(東京港案内及び接遇業務) 契約		
発注限度額	9,826,056		
概算払額	9,825,234		
精算額	9,283,462		
委託期間	平成28.4.1～平成29.3.31		
受託者	1		

(表18) 資金交付及び執行状況 (平成28年度)

(単位：円)

四半期	区分	東京港の広報・案内業務等委託(初)入港船等搬送迎行事業務) 契約		
		実施計画認定	資金交付	執行状況報告
第1	時期	平成28.4.1	平成28.6.2	平成28.7.8
	金額	14,746,000	14,746,000	10,003,220
第2	時期	平成28.5.30	平成28.6.13	平成28.10.7
	金額	8,947,000	8,947,000	5,810,050
第3	時期	平成28.9.9	平成28.9.13	平成29.1.10
	金額	9,099,117	9,099,117	7,081,161
第4	時期	平成28.12.5	平成29.1.24	平成29.3.31
	金額	6,793,000	6,793,000	8,576,034
計	金額	39,585,117	39,585,117	31,470,465

(注) 実施計画は、第1四半期分には年間計画、第3四半期分には第1四半期の執行状況等、第4四半期分には第2四半期の執行状況等が記載されている。

(表19) 使用料の徴収事務を通正に行うべきもの

(単位：円)

四半期	区分	東京港の広報・案内業務等委託(東京港案内及び接遇業務) 契約		
		実施計画認定	資金交付	執行状況報告
第1	時期	平成28.4.1	平成28.5.11	平成28.7.8
	金額	2,949,000	2,949,000	1,770,793
第2	時期	平成28.5.30	平成28.6.7	平成28.10.7
	金額	2,426,000	2,426,000	2,048,476
第3	時期	平成28.9.8	平成28.9.9	平成29.1.10
	金額	2,442,394	2,442,394	3,361,114
第4	時期	平成28.12.9	平成29.1.19	平成29.3.31
	金額	2,007,840	2,007,840	2,103,079
計	金額	9,825,234	9,825,234	9,283,462

(注) 実施計画は、第1四半期分には年間計画、第3四半期分には第1四半期の執行状況等、第4四半期分には第2四半期の執行状況等が記載されている。

(表19) 使用料の徴収事務を通正に行うべきもの

(単位：円)

東京港管理事務所は、港湾施設用地の使用許可を行い、これに係る使用料を徴収している。ところで、当該使用料の徴収事務について見たところ、表19のとおり、条例、規則(注)に定める事務処理を行っておらず、調定手続の遅延や未収金の処理漏れが生じているなど、不適正な事例が見受けられた。

所は、適正な調定処理を行うためのチェック体制の構築や、収入未済を早期に把握するための方策の検討を行うなどとして、使用料の徴収事務を通正に行われた。

(東京港管理事務所)

(注) 東京都臨海地域開発事業財務規則(昭和39年東京都規則第124号)

第24条第1項 収入徴収者は、収入として徴収すべき金額が確定したときは、直ちにその調定をしなければならない。

第26条第2項 納入通知書は、納期限の5日前までに納入者に送付しなければならない。

東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例(昭和39年東京都条例第135号)

第2条第1項 納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後二十日以内に東京都規則で定める督促状を発行して督促する。

第3条 督促をした場合においては、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に及び(中略)延滞金額を加算して徴収する。

(表19) 使用料の徴収事務に係る不適正な事例

(単位：円)

債務者	使用料	納期限	収入年月日	処理状況等
J	3,010,104	平成28.4.20	平成29.5.9	平成28.4.5の収入調定額(当初)に過誤があり、当該事実を早期に把握していたにもかかわらず、平成29.1.31まで調定減額の処理を行っていない。
K	1,254	平成28.4.20	平成29.2.27	債務者への納入通知書の送付を、平成29.1.31に調定減額処理がなされるまで行っていない。
L	82,720	平成28.12.20	平成29.3.16	債務者からの申出を受けるまで収入未済の事実を把握できておらず、督促状の発行や延滞金の請求を行っていない。

(10) 福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切に行うべきもの

東京港管理事務所は、Mに対し、表20のとおり、港務労働者用厚生施設の使用許可を行っている。この福利厚生施設の使用許可書では、使用施設の利用状況及び施設の運営収支について、毎月その月分を集計して、翌月の13日までに所長に報告しなければならないとしている。しかしながら、利用状況は提出されているものの、運営収支については、施設に設置された自動販売機の電気料のみの報告となっており、自動販売機の売上や食堂の収支等を含めた運営施設全体の収支が報告されていない。

当該施設は、使用料を徴収していないこと、また、提供するサービスの価格は実費程度の低廉な水準の維持を求めていることから、運営収支の報告・確認は必要不可欠なことであるが、所は、これまでこの確認を行っておらず、適切でない。

所は、福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切に行われない。

(東京港管理事務所)

(表20) 港務労働者用厚生施設の状況

施設名	所在地	許可面積	許可部分	設置設備等
港務労働者青海流通センター (第1号) 北休憩所		131.77 m ²	4階建のうち 1階部分	自動販売機 シャワー室 売店
港務労働者青海流通センター (第1号) 南休憩所	江東区青海 三丁目4番 19号	131.77 m ²	4階建のうち 1階部分	自動販売機 シャワー室
港務労働者青海流通センター (第2号) 北休憩所		131.77 m ²	4階建のうち 1階部分	自動販売機 食堂
港務労働者青海流通センター (第2号) 南休憩所		105.40 m ²	4階建のうち 1階部分	自動販売機 シャワー室

東京消防庁

1 指図書事項

(1) 工事の安全施工管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの

消防技術安全所及び王子消防署では、表1のとおり、工事契約を締結している。

ところで、仕様書で提出することとされている工事記録写真について見たところ、当該工事箇所は、屋上等の高所での作業であるにもかかわらず、工事の受注者は、労働安全衛生規則(注)に定められている墜落災害を防止するために必要な措置を講じていない状況が認められた。

このような施工状況は、作業員の墜落事故等につながりかねない大規模危険なものであり、工事を安全に施工するためには、関係法令等を遵守した安全対策を確実に実施すべきである。

所及び署は、工事の安全施工管理について受注者を適切に指導、監督されたい。

(消防技術安全所)

(王子消防署)

(注) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第519条

1 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、緩い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(表1) 工事契約の状況

(単位：円)

区分	件名	金額	期間	所・署名
1	消防技術安全所防火力試験 場屋上防水改修工事	1,748,520	平成28.11.18～ 平成29.2.24	消防技術安全所
2	王子消防団第6分団本部屋 根等修繕工事	275,400	平成28.11.15～ 平成28.11.30	王子消防署

(2) 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの

防災部は、地域・事業所等との防災対策に係る連携強化のために、平成18年度に消防防災マガジン(以下「メールマガジン」という。)を創設し、各消防署のパソコンから、事業者が提供する電子メール配信システムを利用し、登録事業所等(注1)に対して、メールマガジンを配信できるよう、表2のとおり、委託契約を締結している。

部は、当初、メールマガジンの定期的な配信の頻度を、おおむね月1回程度と定めていた(注2)が、平成26年度に業務のシリアム化についての検討を行った結果、必ずしも毎月の配信を必要とするのではなく、各消防署の実情に応じた活用を図ることに変更した(注3)。

そこで、平成28年度(平成29年1月まで)における各消防署のメールマガジン配信状況について見たところ、表3のとおり、全81署のうち23署において、全く配信を行っていない状況が認められた。

ところで、部は、業務の見直しの際に、メールマガジン受信者に対してアンケートを実施し、メールマガジンが有益な情報になっているとの分析結果を得ており、その旨も各署に通知している。

部は、各署における配信状況を把握し、メールマガジンの有効活用を図りたい。(防災部)

(注1) 区市町村のほか、消防署と関連の深い町会、自治会、消防団等の担当窓口を登録先としている。

(注2) 平成18年2月28日付17防第891号防災部長依命通達による。

(注3) 平成27年2月9日付26防第1140号防災部長通知による。

(表2) 電子メール配信システムの利用に係る委託契約 (単位:円)

契約期間	契約金額	契約の相手方
平成28.4.1~平成29.3.31	648,000	A

(表3) 平成28年度中(4月~1月)に全く配信を行わなかった消防署 (単位:件、回)

区分	消防署名	登録件数 (平成29年1月末時点)	平成27年度配信回数	平成28年度配信回数
1	京橋	83	0	0
2	荏原	98	0	0
3	田園調布	112	0	0
4	浦田	256	0	0
5	矢口	74	0	0
6	世田谷	32	0	0
7	玉川	57	0	0
8	成城	39	2	0
9	新宿	85	24	0
10	中野	22	0	0
11	杉並	11	0	0
12	荒川	29	0	0
13	千住	50	0	0
14	金町	41	0	0
15	江戸川	42	3	0
16	葛西	48	0	0
17	立川	32	0	0
18	武蔵野	32	1	0
19	府中	118	10	0
20	清瀬	61	4	0
21	町田	29	2	0
22	福生	27	0	0
23	多摩	39	0	0

交 通 局

1 指摘事項

(1) 所契約の履行確認を適正に行うべきもの

早稲田自動車営業所は、浴室給湯管改修工事契約(注)をAと締結している。

所は、仕様書において作業施工前・中・後ごとに件名、撮影場所、日時、記事及び受注者名を明記した黒板等を画面に入れて施工記録写真を撮影し、提出させることを定めている。

しかしながら、施工記録写真を確認したところ、監査日(平成29年4月17日)現在、表1のとおり、黒板等が確認できない写真が複数認められた。

所は、要件を満たさない当該施工記録写真をもとに検査合格としており、適正でない。

所は、契約の履行確認を適正に行われたい。

(早稲田自動車営業所)

(注) 契約件名：早稲田自動車営業所浴室給湯管改修工事

契約金額：58万3,200円

契約期間：平成28年11月14日から30日間

(表1) 施工記録写真の状況について

	作業施工前	作業施工中	作業施工後
黒板等が確認できない写真	15 枚中 7 枚	13 枚中 9 枚	7 枚中 7 枚

(2) 契約事務を適切に行うべきもの

小滝橋自動車営業所は、青山いきいきプラザ入口バス停留所移設に伴い、上屋の撤去を行う工事契約(注)をBと締結している。

当該工事契約は、仕様書で、原則として夜間作業とするが、道路管理者又は交通管理者から別途指示がある場合は、その時間に作業することと定めている。

ところで、施工状況について、道路使用許可書及び施工記録写真を見たところ、夜間工事から昼間工事に変更されていたことが認められた。

しかしながら、所は、昼間工事への変更について、受託者と書面による協議を行わず、契約金額と同額を支払っており、適切でない。

所は、契約事務を適切に行われたい。

(小滝橋自動車営業所)

(注) 契約件名：青山いきいきプラザ入口バス停留所上屋撤去工事

契約金額：83万3,301円

契約期間：平成28年4月18日から同月30日まで

(3) バス料金の管理について

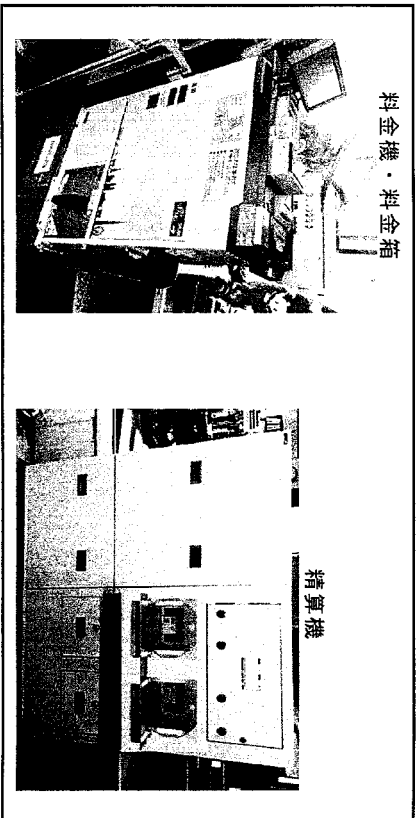
都営バスにおいて、乗客が料金機に投入した運賃(現金)は、自動車営業所で回収され、現金輸送担当に引き渡されるまで、表2のとおり、料金箱が自動施錠されるため、原則として、職員が現金に触れることはない仕組みになっている。

ところで、料金機・料金箱の取扱いについて見たところ、以下の問題点が認められた。

(表2) 乗客により投入された運賃(現金)の流れ

段 階	概 略
1 料金投入から料金箱へ	① 料金機に運賃(現金)が投入されると機内で料金箱に格納される。
2 料金箱から精算機へ	② 料金箱から取り外すと料金箱は自動的に施錠される。 ③ 施錠されたままの料金箱を所内の精算機にかける。
3 精算機から現金輸送へ	④ 精算機内で現金は現金輸送用のコンテナに格納される。 ⑤ 精算機から取り外すとコンテナは自動的に施錠される。 ⑥ 施錠されたままのコンテナを所定の現金輸送担当に引き渡す。

(写真1) 料金機等のイメージ



ア 返金ボタンの使用を適正に管理すべきもの

料金機には、返金ボタンが設けられており、乗客が料金機に現金を誤投入した場合にこれを返却するためなどに乗務員が使用する。

自動車営業所では、乗務員が返金ボタンを使用した場合には、所の職員が乗務員から返金理由などの状況を聞き取って現金等取扱報告書に記載するとともに、営業終了後に、「金庫別精算集計表」(注)と現金等取扱報告書を突き合して返金状況を確認することとしている。しかしながら、千住自動車営業所では、現金等取扱報告書の記載に当たり、誤投入、誤発券、その他の欄に「○」をつけるだけで、具体的な内容を記載していないことは、適正でない。

所は、返金ボタンの使用を適正に管理されたい。

(千住自動車営業所)

(注) 金庫別精算集計表：收受した運賃や返金ボタンの使用回数などの集計データをシステムから出力した帳票

イ 誤発券した1日券の管理を適正に行うべきもの

料金機には、1日券(500円、700円)を発行する機能がある。

局が定めている一般乗合自動車の運賃及び乗車券取扱要領によると、1日券を誤発券した場合、自動車営業所に当該1日券を持ち帰り、返金ボタン使用の証拠とすべきところ、江東自動車営業所では、誤発券した1日券を他の乗客に販売した事例が2例認められた。

このことは、返金ボタン使用の妥当性を検証できなくなるものであり、適正でない。所は、誤発券した1日券の管理を適正に行われたい。

(江東自動車営業所)

ウ 簡易開錠機の取扱いを定めるべきもの

自動車営業所には、料金管理及び整備上の必要により、料金箱を手動開錠できる簡易開錠機が設置されている。

ところで、簡易開錠機の使用状況について見たところ、簡易開錠機の使用記録の体制が整えられていないことが認められた。

料金箱の手動開錠は、自動施錠により運賃収入の適正性を確保し現金取扱いに係る事故防止を図る仕組みに対する例外であるにもかかわらず、所を統括する自動車部は簡易開錠機の取扱いについて定めを設けておらず、所の任意の判断による運用に取扱いを委ねていることは適切でない。

(自動車部)

(4) 荒川線自動料金収納機等の保守点検業務委託について

電車部は、都電荒川線車内の料金機の保守点検業務などを委託する契約(注1)をこと特命で締結しており、荒川電車営業所が業務の履行を監督している。

この契約の履行状況等について見たところ、以下の問題点が認められた。

ア 「異常時修理」時に作業依頼書を作成するとともに、作業報告書を提出させるべきもの
仕様書では、受託者は、年2回の「定期点検・清掃」及び「異常時修理」を行うこととされている。

このうち、「定期点検・清掃」については、作業終了後に作業報告書を提出することを仕様書に定めているが、一方、「異常時修理」については、作業報告書の提出を仕様書で定めていないことが認められた。

また、所も受託者への「異常時修理」作業依頼を作成していないため、監査日(平成29年5月18日)現在、修理依頼、修理日時、修理内容等を確認できず、適切でない。所は、「異常時修理」時には所に作業依頼書を作成させるとともに、受託者からも作業報告書を提出させられたい。

(電車部)

イ 自動料金収納機の修理作業時における現金の取扱いを明確に定めるべきもの

都電荒川線車内の料金機について発生した硬貨詰まりなどの故障については、受託者が料金機の修理作業を行っている。

しかしながら、これらの修理作業について、下記2点が認められたことは適切でない。

① 修理作業時に受託者が料金機から取り除いた詰まり金の金額を受託者に報告させていないため、所が詰まり金を受け取ったことが確認できない。

② 受託者が作業を行う際は、原則、職員が料金機内のつり銭等の現金を全部回収することとし、回収不能の際には職員が立ち会うこととしている。しかしながら、その際の職員による立会いが確認できない。

所は、料金機の修理作業時における詰まり金やつり銭等の現金の取扱いを明確に定められたい。

(電車部)

(荒川電車営業所)

ウ 契約時に、修理の必要性等を確認し、その内容に沿った見積りを徴取すべきもの
仕様書では、異常時修理のうち、ＩＣ共通化ユニット（注２）の工場持込み修理は、本契約の対象外であるとしているため、表３のとおり、別途、荒川電車営業所が受託者と特命随
意契約を結び修理を行っている。
しかしながら、これらの修理契約について、下記２点が認められたことは適切でない。

- ① 別途修理を行わなければならないことを確認できる書類は存在せず、所は、修理の必要性を
書面で確認しないまま契約手続を行っている。
- ② 表３のとおり、機器ごとに修理金額が異なっているが、見積りの内訳書がないため、その
妥当性が確認できない。

所は、契約時に、修理の理由や内容等を確認し、受託者からその内容に沿った見積りの内
訳書を提出させられたい。
(荒川電車営業所)

(注１) 契約件名：荒川線自動料金収納機等の保守点検業務委託

契約金額：1, 173万4, 740円

契約期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(注２) ＩＣ共通化ユニット：料金機に付属している装置で、ＩＣカードリーダーデータの制
御やＩＣカードに関するデータを管理するもの

(表３) ＩＣ共通化ユニット修理状況

契約期間	品名/仕様	契約金額	台数	内訳台数	単価
平成28. 7.11～平成28. 7.29	ＩＣ共通化ユニットの修理	80,352	2	1	28,400
	ＩＣ共通化ユニットの修理			1	46,000
平成28. 9. 5～平成28. 9.30	ＩＣ共通化ユニットの修理	141,912	4	1	28,400
	ＩＣ共通化ユニットの修理			2	28,500
	ＩＣ共通化ユニットの修理			1	46,000
平成28.11. 4～平成28.11.15	ＩＣ共通化ユニットの修理	62,640	2	2	29,000
	ＩＣ共通化ユニットの修理			1	28,500
平成28.12.28～平成29. 1.31	ＩＣ共通化ユニットの修理	70,740	2	1	28,500
	ＩＣ共通化ユニットの修理			1	37,000
合計		355,644	10		

(単位：円、台)

(５) 制服購入に係る契約事務を適正に行うべきもの
資産運用部は、局職員へ貸与する制服購入について、単価契約にて処理している。単価契約
は原則として、予定数量を上限として単価をもって相手方と契約を結ぶものである。
ところで、表４の契約について見たところ、監査日（平成29年4月25日）現在、次のと
おり適正でない事例が見受けられた。

- ① 局は、単価契約について、予算措置がなされていることを前提に予定数量超過について受
注者と協議のうえ、契約変更により対応できることを定めており、項第1から3までの契約
でも、予定数量を超える場合は受注者と協議する旨を仕様書に定めている。
しかしながら、男性接客服上衣など6点の制服について、予定数量を超過しているにもか
かわらず、当初の契約に基づき納品させていた。
- ② 部は、購入した制服に使用されている生地が仕様書で定められた規格のものであることを
証明させるため、生地製作者社からの出荷証明書を提出するよう求めている。
しかしながら、出荷証明書には当初の納入予定数量が記載されており、超過数量分の制服
の生地については仕様を満たしていることが証明されていない状態となっていた。

部は、制服購入に係る契約事務を適正に行われたい。

(資産運用部)

(表４) 単価契約の状況

種別	契約件名	契約期間	推定総金額 (確定金額)	品名	単価	予定数量	確定数量	超過数
1	男性接客服 上衣外6点	平成28.4.1～ 平成29.3.31	53,715,960 (53,714,124)	男性接客服上衣	13,900	1,460	1,535	75
				女性接客服上衣	15,600	290	310	20
				女性接客服ズボン	10,000	250	280	30
2	男性接客服半 袖上衣外3点	平成28.4.1～ 平成29.3.31	27,683,640 (27,681,750)	男性接客服長袖上衣	3,400	6,040	6,250	210
				男性接客服ズボン	4,800	1,470	1,481	11
3	男性接客服 ズボン外2 点	平成28.4.1～ 平成29.3.31	9,545,040 (9,543,744)	男性接客服ズボン				

(単位：円、着)

水 道 局

1 指 導 事 項

(1) 私道内給水管整備工事について

局は、単価契約(注1)により私道内給水管整備工事(注2)を実施しており、各支所は、単価契約の受注者に対して施工案件の個別発注を行っている。

(注1) 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約

(注2) 私道内の種数ある給水管を整理・統合し、配水小管を布設する工事

ア 事務手続を改正し、着手前に発注手続を行うよう定めるべきもの

給水部が各支所に示している事務手続(注3)を見たところ、発注書(施工通知書)の交付前に、受注者に私道内事前調査(注4)、給水管設計及び配水管設計を実施させるものとなっている。

部は、事務手続を改正し、着手前に発注手続を行うよう定められたい。

(給水部)

(注3) 「給水課事務取扱手続」(平成26年4月東京都水道局)

(注4) 現地調査、詳細図面調査、土地所有者の調査、私道内配水管布設承諾書の取得等

イ 個人情報の取扱いについて通達に基づき具体的な定めを設けるべきもの

仕様書において個人情報の取扱いについて見たところ、個人情報記載された貸与資料の複写・複製の禁止や返還の定め等はあるものの、表1に示すような通達(注5)に基づく具体的な定めを設けていないことが認められた。

私道内給水管整備工事においては、氏名、お客さま番号、給水管の引込状況、布設承諾の有無などの個人情報を、受注者が直接取得し、事前調査から施工完了までの間取り扱うことから、慎重を期す必要がある。

部は、単価契約における個人情報の取扱いについて、通達に基づき具体的な定めを設けられたい。

(給水部)

(注5) 「東京都個人情報保護の促進に関する条例の施行について(通達)」(平成28年3月31日付27生広情第863号)

(表1) 仕様書に明記すべき個人情報の定め

- ・ 個人情報の目的外利用の禁止
- ・ 個人情報の管理状況について、必要に応じて職員が立入調査できる旨
- ・ 事故発生時における報告義務
- ・ 受注者が取得した個人情報の取扱い
- ・ 個人情報の消去又は廃棄の確認
- ・ 個人情報記載文書等の搬送に際しての事故防止措置
- ・ 個人情報記載文書等の受け渡し確認手段など

(2) 事務手続を改正し、発注書交付前に組織決定を行うよう定めるべきもの

局は、単価契約(注1)により漏水修理工事を実施しており、各支所は、単価契約の受注者に対して施工案件の個別発注を行っている。

ところで、給水部が支所に示している事務手続(注2)を見たところ、発注書の交付に際して、支所において給水課長決定等の組織決定を行うことを求めているものとなっている。

部は、事務手続を改正し、発注書交付前に組織決定を行うよう定められたい。

(給水部)

(注1) 水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)

(注2) 「給水課事務取扱手続」(平成26年4月東京都水道局)

(3) 料金減額を適正に行うとともに、調査等、再発防止策を検討すべきもの

各営業所では、下水道条例(注1)及び取扱手続(注2)に基づき、医療施設の下水道料金について減額を行っている。減額対象の「医療施設」とは、医療法(注3)に定められた「病院(病床数20以上)」「(国、地方公共団体が経営するものを除く。)をいう。

ところで、墨田営業所及び江戸川営業所における当該料金減額について見たところ、表2のとおり、病床数が減ったことにより対象外となった施設に対しても料金減額を行っており、適正でない。

これは、両所が、当該施設の使用水量が同種の施設と比べ少ないにもかかわらず、病床数等の現状を再確認せず、減額を継続していたことによるものである。また、サービスマネジメントが定めた取扱手続に、初回の減額の調査については定めがあるものの、以降の取扱いについては明確な定めがないことにも原因がある。

両所は、医療施設の料金減額を適正に行われたい。

部は、継続して減額する際の調査基準を定めるなど、再発防止策を検討されたい。

(墨田営業所)

(江戸川営業所)

(サービスマネジメント)

(注1) 東京都下水道条例(昭和34年東京都条例第89号)

(注2) 営業事務取扱手続(平成14年東京都水道局)

(注3) 医療法(昭和23年法律第205号)

※【医療法第1条の5第1項より抜粋】

この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

(表2) 対象外の施設に対する下水道料金減額の状況

(単位:円)

減額施設区分	減額内容	使用者	※金額	所管営業所	
医療施設	下水道料金のうち、1月当たり5,000㎡以下の汚水排出量に係る料金の10%を減額	A	平成15年4月	56,039	墨田営業所
		B	平成19年4月	19,379	江戸川営業所
		C	平成26年3月	25,738	江戸川営業所

※過大に減額した下水道料金の合計(A及びBは直近5年分である。)

(4) 未収金の徴収停止手続を適切に行うべきもの

下水道料金の徴収整理について、取扱手続(注)によれば、営業所がサービスマネジメントに徴収依頼したもののについて、所在不明などで所に返却された場合は、徴収停止処理を行うこととなっている。

ところで、港営業所の下水道料金徴収整理状況を見たところ、監査日(平成29.1.27)現在、表3のとおり、徴収停止を行っていない事例が認められた。部は、未収金の徴収停止手続を適切に行われたい。

(港営業所)

(注) 営業事務取扱手続(平成14年東京都水道局)

(表3) 徴収停止を行っていない事例

債務者	債権額	水道使用期間	所から部への徴収依頼日	部から所への返却日	※
D	51,104円	平成20.6~20.10	平成21.1.23	平成26.9.4	

※ 部は、継続的に調査し、催促等を行っていたが、平成26年9月に所在不明と判明したため、所へ返却したものである。

(5) 工事記録写真の撮影について、受注者への指導を徹底すべきもの

局では、工事の経過及び施工管理の状況等を適切に記録することを目的として、工事記録写真撮影要綱(以下「要綱」という。)を定めている。また、各工事の受注者は、要綱に基づき作成した工事写真撮影計画を局の工事担当に事前提出し、計画に則して工事記録写真を撮影することとしている。

ところで、東部第二支所において、表4の契約の履行状況を見たところ、表5のとおり、要綱の定めを満たしていない事項が認められた。所は、施工状況の記録である工事記録写真の不備について、受注者に指導を行っておらず適切ではない。

所は、工事記録写真の撮影について、受注者への指導を徹底させたい。

(東部第二支所)

(表4) 契約内容

契約/住名	相手方	契約金額	契約期間
足立区東和四丁目25番地先から同区中川四丁目29番地先間配水小管布設管工事	E	420,984,000	平成27.4.10～平成28.11.29

(単位:円)

(表5) 要綱の定めと撮影計画、現状の比較

項目	要綱の定め(抜粋及び要約)	受注者の撮影計画(抜粋及び要約)	現状
安全管理	①以下につき、実施箇所又は、100mごとに撮影する。 ・各種標識類、保安施設の設置状況 ・保安要員等交通整理状況 ②安全訓練等については実施ごとに一回撮影する。	①同左、更に施工日ごとの保安員の集合写真を撮影する。 ②記載なし	①写真なし 保安要員の集合写真のみ提出されている。 ②写真なし
建設副産物の発生	各種類につき1回、以下の項目について撮影する。 ・運搬状況・運搬経路・現場利用状況 ・工事管理用状況・ストロークヤーDの状況 ・受入地の状況・再資源化処理施設の状況 ・最終処分場の状況・現場内の分別状況 ・再生資源の利用状況	同左	建設副産物4種類のうち、1種類について全項目の写真が提出されていない。

(6) 仕様書に定めた書類を適切に提出させるべきもの

局が定めた配水管工事標準仕様書によると、受注者は社会保険等の加入が義務付けられており、請負金額が2,000万円以上の工事については、建設業退職金共済掛金収納書を工事着手後1か月以内に発注者に提出することと定めている。

ところで、南部支所が行った工事について見たところ、表6のとおり、建設業退職金共済掛金収納書の提出が遅れている事例があり、適切でない。所は、仕様書に定めた書類を適切に提出させられたい。

(南部支所)

(表6) 該当工事事例

工事件名	契約金額	工事着手日	建設業退職金共済掛金収納書の提出日
世田谷区上用賀四丁目9番地先から同区上用賀四丁目17番地先配水小管布設管工事	平成28.4.18～平成28.9.6 35,326,800	平成28.4.19	平成28.6.16
世田谷区玉川一丁目17番地先から同区上野毛三丁目25番地先配水小管布設管工事	平成28.9.7～平成29.3.9 49,848,480	平成28.9.8	平成29.1.9

(単位:円)

(7) 薬品管理規程を改正し、細則を定めるべきもの
水質センサーでは、水質検査のために塩酸や硫酸などの毒劇法(注1)の対象となる薬品を使用している。

旧厚生省の通知(注2)では、毒物及び劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、取扱いや点検方法などの基本的事項を毒物劇物危害防止規定(以下「規定」という。)に記載しなければならず、更にそれを実施するために必要な細則を定めるとされている。

これを受け、浄水部では、通知等に基づき手引(注3)を定めて、毒物及び劇物等の管理などについてセンサー等の水質検査部門がある事業所に対し指導を行っている。

ところで、センサーの規定である薬品管理規程(以下「規程」という。)を見たところ、基本的事項について記載はあり、取組は実際に行われているもの、表7のとおり、具体的手順等を示した細則が一部記載されていないことが認められた。

センサーは、規程を改正し、細則を定められたい。
部は、細則を定めるよう、センサーに対し指導及び周知の徹底をされたい。

(水質センサー)
(浄水部)

(注1) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)

(注2) 毒物劇物危害防止規定について(昭和50年薬安発第80号・薬監発第134号)

(注3) 水質検査関連薬品等取扱いの手引(平成21年3月30日改定水道局)

(表7) 水質センサーの薬品管理規程における基本的事項に係る細則の記載状況

毒物及び劇物の取扱いに係る基本的事項	細則の記載状況
職務及び組織	あり
作業方法	あり
設備等について	なし
整備又は補修	なし
関係機関への通報	あり
事故発生時	なし
応急措置活動	あり
教育及び訓練	なし

下 水 道 局

1 指摘事項

○重点監査事項Ⅰ「下水道管路施設の維持管理」

管路施設の故障に起因する道路陥没などの発生から対応までの流れ及びそれぞれに対応する委託契約は表1のとおりである。また、維持管理の方法は「管路施設維持管理マニュアル(平成24年度版)(施設管理部)」(以下「マニュアル」という。)によっている。

(表1) 故障発見から対応までの流れ及び関連する契約について

(単位：億円)

故障発見から対応までの流れ	対応等の内容	関係契約(平成28年度)	
		金額(注2)	契約区分
1 通報・立会等による故障発見	巡視 他企業工事の立会い 通報・苦情の受付 現場確認等		委託先
2 出張所による現場確認(広域的対応)	現場確認等 単独契約の手続	44.4	総師契約 東京都下水道サービス株式会社
3 (注1) 本格的補修	簡易な補修(高圧洗浄等)	14.7	単師契約
		33	A

(注1) 簡易な補修と本格的補修の選択は、現場で出張所の職員が判断する。
(注2) 契約金額は、小数点第2位を切捨て

○重点監査事項Ⅱ「下水道事務所出張所の業務委託」

局は、表2のとおり、東京23区にそれぞれ1か所ずつ出張所を設けており、7か所の下水道事務所が所管している。また、各出張所は、表3のとおり、他企業工事の立会いや業務履歴検索システム等への業務内容の記録など下水道事務所の補助的業務を担当している。

なお、局は、23か所の出張所のうち21か所を東京都下水道サービス株式会社(以下「受託者」という。)への特命随意契約により委託(以下「出張所委託」という。)を行っている。

(表2) 下水道事務所及び管轄する出張所について(平成28年度現在)

下水道事務所	管轄する出張所	
	直営	委託
中部	千代田	中央、岩谷、港
東部第一	-	江東、墨田
東部第二	-	足立、葛飾、江戸川
西部第一	新宿	中野、杉並
西部第二	-	北、板橋、練馬
北部	-	文京、台東、豊島、荒川
南部	-	世田谷、大田、品川、目黒

(表3) 出張所における業務の概要

施設の巡視、苦情処理、管きよ維持補修工事関係業務、他企業工事の立会い、業務履歴検索システム等の業務、公共下水道一時使用に係る業務など18業務

(1) 故障等への対応及び契約事務手続について
 ア 故障への対応作業を迅速に行うべきもの

マニュアルにおいて、住民等からの通報により、管路施設の故障等を確認した場合、即日現場対応を原則とし、迅速に処理することが定められている。

ところで、南部下水道事務所所管の目黒出張所は、平成28年4月5日、人孔の鉄蓋と歩道の段差解消のために設置された鉄板が浮き上がり、同年11月10日に補修工事が行われるまで7か月以上経過しており、適切でない。

また、作業が遅れたことは、所が、業務履歴検索システム(注)により、受託者の業務実施状況を確認すれば、応急措置以後、補修工事が速やかに行われていないことが把握できるにもかかわらず、この確認を十分に行っていないことにも原因がある。

受託者は、故障への対応作業を迅速に行われたい。

所は、受託者の業務実施状況を確認し、必要な指示を行われたい。

(南部下水道サービズ株式会社)

(注) 受託者が、業務の履行内容を入力し、所や部の担当者から検索により業務実施状況を随時、確認・把握が可能なシステムである。

イ 緊急に作業の指示を行った経緯を確認できる書類を作成・保管すべきもの

南部下水道事務所が行った「管きよ維持補修工事委託」(表1の項番3。以下「維持補修工事委託」という。)契約のうち平成28年4月及び5月に所が行った135件の施工通知(注)を見たところ、全件において、本来は通知の後に選任されるべき施工会社について、所が記載欄を独自に設けて記載していることが認められた。

このことについて、所は、特記仕様書に基づいて、緊急を要する場合、所が口頭により指示できる旨を規定しており、当該条項に基づいて行ったとしている。

しかしながら、緊急を要することを示す書類を作成・保管していないことから、所が、上記135件を特記仕様書に記載の手順に従って事務を行ったか確認できない状況となっている。

所は、「維持補修工事委託」契約の事務について、仕様書の規定に基づいて手続を行うとともに、緊急を要する場合に口頭で指示を行った際には、緊急に作業の指示を行った経緯を確認できる書類を作成・保管するなど、事務を適切に行われたい。

(南部下水道事務所)

(注) 施工通知：所が組合に対して工事を発注する通知

(2) 他企業工事の立会業務を適正に行うべきもの

出張所における他企業工事の立会いの概要は、表4のとおりである。

ところで、西部第一下水道事務所において、他企業工事立会業務の実施状況を見たところ、同所所管の新宿出張所(下水道局直営)において、他企業工事140件(平成28年12月未現在)のうち、立会業務を行ったのは2件のみという状況が認められた。

しかしながら、他企業工事対応マニュアルでは、事前及び事後等に立会いを行い、取付管については原則としてテレビカメラによる調査を行うなど、管路施設の状況を把握することから、所の判断で立会業務を行っていないことは適正でない。

所は、他企業工事の立会業務を適正に行われたい。

(西部第一下水道事務所)

(表4) 他企業工事の立会いの概要

目的	下水道管路施設の保全
実施根拠	・建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日付建設省技調発第1号) ・他企業工事対応マニュアル(平成15年2月施設管理部)
実施方法	・事前及び事後に工事周辺箇所へ職員が出張し、他企業工事に起因して下水道施設に損傷を与えていないかどうかを確認 ・事前立会の際に発見された、補修を要する不具合等については、「管路内清掃工並びに故障等処理作業委託」契約(表1の項番3)などにより対応

(3) 出張所委託における他企業工事の立会いについて

ア 他企業工事の立会いに関する台帳等の作成を適切に行うべきもの

他企業工事の立会いにおける経過等の記録は、業務履歴検索システム(注)により作成する申請台帳など表5に記載の台帳等によっている。

出張所における他企業工事の立会いに関する業務の実施状況について見たところ、表6のとおり、受付台帳に立会結果の記載のない事例など、受託者の履行及び所の確認が適切でない事例が、11出張所において延べ136件見受けられた。

また、不良箇所、処理経過などについては、記載(入力)すべき事案の程度や範囲、補修の実施基準などが明確になっていないことから、出張所又は事案によって、記載(入力)状況に差があり、受付台帳及び申請台帳では不良箇所及びその処理経過が把握・確認できず、受託者に問い合わせないと正確な状況が把握できないという状況となっている。

受託者は、他企業工事の立会いに関する台帳等の作成を適切に行われたい。
 各所は、他企業工事の立会いに関する業務の履行確認を適切に行われたい。

(東京都下水道サービズ株式会社)

(東部第一下水道事務所)

(西部第二下水道事務所)

(北沼 下水道事務所)
(南沼 下水道事務所)

(注) 業務履歴検索システム: 下水道管路の維持管理に関する様々な情報を電子データ化して、共有し活用することによって業務の効率化等を図ることを目的として開発し、平成16年度から導入しているシステム。
本システムにより他企業工事申請台帳など各種台帳の入力やデータ検索などを行うことができる。

(表5) 他企業工事の記録方法

協議書	・他企業者の情報や事前・事後の立会結果等を記載
申請台帳	・工事件名、工期、施工前立会日、事前・事後の立会日などの情報をシステム入力 ・所や部の担当者が検索により業務実施状況を随時把握・確認することが可能
受付台帳	・調査箇所数、不良箇所数、処理経過等システムには入力できない情報を含む。 ・表計算ソフト(エクセル)により作成

(表6) 他企業工事立会業務の不適切事例数

下水道事務所及び出張所	東部第一		西部第二		北部		南部		計
	江東	墨田	北	板橋	文京	豊島	目黒	世田谷	
①協議書に立会結果なし	2	6					6		14
②受付台帳に立会結果なし	7	2	26				3		39
③又は協議書と相違した記載なし	2			1			7	2	35
④受付台帳及び申請台帳の記載誤り等	3		1	11	1	2	2		25
⑤協議書に工期延長記録なし等			3	8		3			22
⑥協議書なし							1		1
計	14	11	35	14	2	3	16	5	136

(単位: 件)

イ 他企業工事の立会いに関する業務の一部を別契約で対応する場合の対応について
(ア) 基準等を定めるべきもの

受託者が行う業務のうち、他企業工事の立会いに関する業務については、その一部を、別契約である「管路内清掃工並びに故障等処理作業委託」契約(表1の項番3。以下「別契約」という。)により対応することが認められており、その実績は、表7のとおりである。
しかしながら、別契約で対応する場合の基準及び手続が定められていないため、別契約で対応することの妥当性が確認できない状況となっており、適切でない。
施設管理部は、他企業工事の立会いに関する業務の一部を別契約で対応する場合について、基準及び手続を定められたい。

(施設管理部)

(イ) 積算について見直しを検討すべきもの

施設管理部は、「下水道事務所出張所業務委託」契約の積算において、他企業工事立会業務の別契約対応分について考慮しておらず、また、各出張所における別契約対応分の実績を集計・把握して直営時と比較するなどの考察も行っていない。このため、「下水道事務所出張所業務委託」契約の積算において、別契約対応分について考慮の必要がないか、現状が適切であるかなどの検証・精査が必要な状況となっている。
部は、現状を検証・精査の上、積算について見直しを検討されたい。

(施設管理部)

(表7) 他企業工事の立会いに関する業務の一部を別契約で対応した実績 (単位: 件)

下水道事務所	出張所	平成26年度		平成27年度		平成28年度		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中部	千代田	-	-	-	-	0	0	0	0
	中央	3	1,290,315	4	1,290,590	1	330,165	8	2,911,070
	港	-	-	-	-	-	-	0	0
	小計	-	-	-	-	-	-	0	0
北部	文京	3	1,290,315	4	1,290,590	1	330,165	8	2,911,070
	台東	-	-	-	-	-	-	0	0
	台東	-	-	-	-	-	-	0	0
	小計	-	-	-	-	-	-	0	0
東部第一	墨田	7	3,071,825	23	10,557,605	11	3,906,350	41	17,536,780
	江東	-	-	2	772,900	-	-	2	772,900
	小計	7	3,071,825	25	11,330,505	11	3,906,350	43	18,308,680
	足立	-	-	-	-	-	-	0	0
東部第二	葛飾	-	-	-	-	-	-	0	0
	江戸川	-	-	10	4,575,760	10	4,263,345	20	8,839,105
	小計	0	0	10	4,575,760	10	4,263,345	20	8,839,105
	新習	0	0	3	1,181,185	3	1,114,685	6	2,295,870
西部第一	中野	12	5,828,450	17	8,607,945	7	2,549,795	36	16,986,190
	杉並	24	10,837,430	21	10,769,960	22	9,097,085	67	30,704,475
	小計	36	16,665,880	41	20,559,090	32	12,761,565	109	49,986,535
	北	-	-	0	0	-	-	0	0
西部第二	板橋	0	0	0	0	-	-	0	0
	練馬	5	2,263,450	0	0	0	0	5	2,263,450
	小計	5	2,263,450	0	0	0	0	5	2,263,450
	品川	5	2,212,210	-	-	0	0	5	2,212,210
南部	目黒	4	1,840,010	1	440,115	-	-	5	2,280,125
	大田	-	-	-	-	-	-	0	0
	世田谷	-	-	9	4,367,295	8	3,139,180	17	7,506,475
	小計	9	4,052,220	10	4,807,410	8	3,139,180	27	11,998,810
合計	60	27,343,690	90	42,563,355	62	24,400,605	212	94,307,650	

(4) 出張所委託における夜間業務について

「下水道事務所出張所業務委託」契約では、夜間の他企業工事立会い、その他夜間実施する出張所業務（以下「夜間業務」という。）を行っている。また、施設管理部は、表8のとおり、別途、「保守管理業務立会作業委託」契約を締結し、夜間の他企業工事立会業務を行っている。両契約の業務の実態及び報告の定めは、表9のとおりである。

ア 目的に則した報告を求めるべきもの

両契約において、それぞれ問題箇所等が生じた場合に、他企業工事の相手方に署名をさせる報告様式である「詳細記録票」について見たところ、表9のとおり、「保守管理業務立会作業委託」契約において、管路施設の露出が確認された場合にも提出を求めているのに対し、「下水道事務所出張所業務委託」契約では、同様の場合においても「詳細記録票」の提出を求めていることが認められた。

夜間の他企業工事立会業務の目的は、他企業工事等による下水道施設の損傷事故等の未然防止である。両契約で求めている「詳細記録票」による報告は、他企業工事の相手方に署名をさせるものであり、損傷事故等防止の実効性の効果が期待できることから、「下水道事務所出張所業務委託」契約の夜間業務においても、「詳細記録票」による報告を求めるべきである。

部は、他企業工事立会業務の目的に則した報告を求められたい。

(施設管理部)

イ 積算について見直しを検討すべきもの

両契約の積算について見たところ、表10のとおり、夜間業務については、ほぼ同様の業務内容であるにもかかわらず、「保守管理業務立会作業委託」契約では、適用単価に差異があることが認められた。

部は、現状を検証・精査の上、積算について見直しを検討されたい。

(施設管理部)

(表8) 保守管理業務立会作業委託契約の概要

契約件名	保守管理業務立会作業委託
契約期間	平成28.4.1～平成29.3.31
契約金額	61,560,000
委託者	東京都下水道サービス株式会社
業務内容	① 他企業工事の立会い ② 他企業者又は施工責任者に対する是正要請 ③ 管路状況の確認及び応急措置等の対応

(単位: 円)